

2026年8月25日

大阪市長 横山 英幸殿
大阪副首都推進局長 西島 亨殿
大阪市政策企画室長 西村 謙三殿

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号
カサビアンカ関目103
担当:山川よしやす(事務局長)
電話: [REDACTED]

メール: [REDACTED]

大阪市による公報紙(令和8年8月号)の「大阪都構想と副首都構想」について 記載内容に関する抗議及び撤回を求める請願書、並びに質問書

【趣旨】

2026年8月、大阪市は市内24区で各区が毎月発行し戸別配布を行っている広報紙に、「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会ってなあに?」とする24区「共通情報」を掲載した。またこの「共通情報」は、大阪市ホームページにも「令和8年8月号「大阪市民のみなさんへ」掲載記事リンク一覧 ページ番号:170572 2026年7月1日」の特集として「【副首都・大阪】副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会ってなあに?」としてアップされた。

この「共通情報」は、「副首都」と「大阪都構想」が全く異なる制度であることを市民に周知しないばかりか、客観的には「副首都のための大阪都構想・住民投票」であるかのような誤った理解を拡げる意図をもって作成されたと考えられる。ここに抗議し、撤回と訂正を求める。

<「共通情報」記載内容について>

※参考 別掲 城東区広報誌「ふれあいJOTO」2026年8月No.363 15ページ 参照

①冒頭に、『大阪市・大阪府は「非常時の首都機能のバックアップ」と「平時の日本の成長エンジン」を担う「副首都・大阪」をめざしています。』との記載があり、その文脈のままに「結論」として「特別区設置の賛否について住民投票」としている。

②しかし「副首都」は先月7月24日に成立した「副首都関連法」によるものであり、「大阪都構想」は「大都市地域特別区設置法(「大都市法」)」に基づくものである。「副首都」と「大阪都構想」は、全く異なる法律を根拠としているのである。

ご存じのように、「大都市法」第1条には「この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設ける」と明記されている。つまり、特別区の設置は、政令指定都市である大阪市の廃止が前提となる。

③「共通情報」には「特別区設置の賛否について住民投票」と記載されているだけで、大阪市民に「大阪市の廃止の賛否の意思を問う」という重要事項について、その文言も説明も一切ない。「大都市法」第1条の目的が意図的に隠されている。大きな問題である。

<問題の背景>

①「大阪都構想」についての住民投票は、過去2回(2015年・2020年)行なわれている。いずれも反対が多数となり決着が付けられた。

しかし昨年の自民党と日本維新の会の連立合意により副首都法案成立の動きが加速し、今年2月8日投開票の大阪府知事選挙・大阪市長選挙を経て、3回目の「大阪都構想」住民投票が日本維新の会・大阪維新の会によって強行されようとしている。かつて橋下徹氏が「究極の民主主義」と述べた住民投票結果が、一政党、あるいは維新の一政治家である吉村洋文氏や横山英幸氏によって覆されようとしているのである。このような暴挙を認めることなどできない。

②横山英幸大阪市長は、日本維新の会の副代表であり、大阪維新の会の代表代行である。維新がめざす

「大阪都構想」を3回目の住民投票で賛成多数に誘導することを目論んでいる。その横山氏は、2026年6月30日に開催された大阪市議会財政総務委員会で、「大阪市を廃止という文言は使うべきではないというのが私の判断だ」と答弁した(『産経新聞』2026/6/30 21:30)。

- ③これは民主主義の根幹を揺るがす、驚くべき答弁である。「大都市法」に定められた法律の目的を、市長と言う行政職のトップが意図的に捻じ曲げたのである。

行政はその施策について、市民に正確で分かりやすい説明を行う責任がある。横山市長はこれを放棄するとともに、印象操作によって「大阪都構想」について「賛成」票を増やすための誘導行為を行ったのである。

過去2回行われた大阪市の廃止の賛否を問う住民投票は世論を二分した経緯がある。重要な制度設計についての正しい判断材料を大阪市民から奪うことを画策するなど許されない。本来であれば、このような答弁は財政総務委員会で認めることなどできない。同委員会に出席した委員長も行政職幹部も、横山市長に意見し、撤回を求めるべきであった。

- ④しかし、これは行なわれなかった。大阪府知事、大阪市長が日本維新の会・大阪維新の会の中心的な役員であり、大阪府市議会議長も維新、大阪府市議会も維新会派が過半数を超えている中で、公平公正な行政機能が損なわれ、行政をチェックする議会が機能不全に陥っているのである。この様な中で、今回の大阪市による不公正な「共通情報」が流布された。

これらを踏まえ、以下、請願する。

【請願事項】

1. 2026年8月に大阪市が市内24区で戸別配布を行った広報紙の、「副首都・大阪市にふさわしい大都市制度協議会ってなあに?」として掲載した「共通情報」について、これを撤回すること。
同内容を記載した大阪市ホームページの該当部分を削除すること。
2. その上で、①「副首都」と「大阪都構想」はまったく異なる法律を根拠とする制度設計であること。②「大阪都構想」住民投票は、大阪市を廃止し特別区を設置することについて賛否を問うものであるということ。③大阪府民による「副首都」住民投票は無くなったということ。以上3点を明確にした説明と訂正、お詫びを、次号の広報誌とホームページに即刻掲載すること。
3. 既に2回の「大阪都構想」住民投票で大阪市民の意志は確認されている。3回目は必要ない。来春の統一地方選挙にあわせた住民投票を実施しないこと。
また維新会派のみで構成された法定協議会は、大阪維新の会の制度設計案をそのまま追認する場となっている。法定協議会を解散すること。
4. 大阪市長の職責を全うせず、日本維新の会・大阪維新の会の立場を優先した横山英幸氏は市長職として相応しくない。直ちに辞職すること。

【質問事項】

1. 各区の広報紙は、区で作成する区政情報と、政策企画室で作成する「大阪市民のみなさんへ」で構成されている。その内、政策企画室で作成した上記の「共通情報」について、起案文書から正式な「共通情報」とされる経緯の詳細を明らかにしていただきたい。
どの部署が担当し起案したか、決済は政策企画室長迄なのか。それとも副首都推進局長や大阪市長の関与があったのか、その際に起案文書についての訂正などなされたのかなど、具体的に明らかにしていただきたい。
2. 各区の広報紙について、大阪市内全体での月毎の印刷部数・各区配布部数は幾つか。また8月号についての制作費(校正・デザイン・印刷・配送など)の総額費用は幾らか。これらの制作から配送まで、委託会社は、どの様な会社にくら支出しているか(具体的に)。
3. 「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会」の名称は、住民に対し、副首都になる事が決定済みとの誤解を意図的に与えるのが目的だと言わざるを得ない。以下2点について見解を明らかにしていただきたい。
①住民に分かりやすい情報を届けるべき行政が維新の会に付度したまぎらわしい名称に決定し使用して

いる。このことについての副首都推進局の見解を求める。また推進局や庁内関係者で法定協の名称についての議論がされたはずである。議論の内容を明らかにされたい。

②仮に副首都にならなかった場合、法定協での論議は前提を失い、無効である。推進局ではこれをどう考えているのか。今からでも法定協に名称変更を提案すべきだと考える。見解を明らかにされたい。

上記の【請願事項】と【質問事項】について、2026年9月14日(月)までに文書で回答することを求める。

◆尚、本件に関する回答や連絡は、以下のようにお願いします。

▶回答期限 2026年9月14日(月)

▶回答方法 文書送付とメールによる添付送信の両方お願いします。

▶回答(連絡)先

▶メール

▶電話

※参考 城東区広報誌「ふれあいJOTO」2026年8月No.363 15ページ

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会ってなあに？

大阪市・大阪府は「非常時の首都機能のバックアップ」と「平時の日本の成長エンジン」を担う「副首都・大阪」をめざしています。

6月に設置した協議会では府市の広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に合った住民に身近なサービスを提供する基礎自治体の設置に向け、具体的な制度設計について協議を行い、特別区設置協定書(案)をとりまとめます。

※特別区設置協定書とは

特別区を設置するための具体的な制度設計を定めたものです。大阪府との事務の分担や特別区の区域、税源の配分及び財政の調整など、必要となる事項を記載します。

協議会のメンバー

大阪市長、大阪府知事、大阪市長・議員、大阪府議会議長・議員

住民投票までの流れ

協定書の作成に向けて協議を開始

協定書(案)のとりまとめ

総務大臣へ報告

府・市両議会にて協定書議案を審議・議決

承認された場合

特別区設置の賛否について住民投票

問い合わせ 副首都推進局 問い合わせ担当

☎ 06-6208-9747 ☎ 06-6202-9355



詳しくはこちら